

議案第 4 号

市長の調査等の対象となる法人を定める条例の一部を改正する条例の制定について

市長の調査等の対象となる法人を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 2 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

市長の調査等の対象となる法人を定める条例の一部を改正する条例

市長の調査等の対象となる法人を定める条例（平成24年佐倉市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中「一般財団法人は、次のとおり」を「法人は、本市又は本市及び1若しくは2以上の同項第2号に掲げる法人（同条第2項の規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。）が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社」に改め、同条各号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和7年4月1日の前日においてこの条例による改正前の市長の調査等の対象となる法人を定める条例第2条第2号に掲げる法人であった者については、令和7年4月1日前の直近に終了した事業年度について地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項に規定する書類を市長が作成すべき法人とするものとする。